

令和8年度 FFAC文化芸術鑑賞サポート助成

鑑賞サポート助成

だれもが文化芸術を鑑賞できる環境の実現を目指して

障がいがあるなしに関わらず誰もが文化芸術を鑑賞できる環境を整備し、共生社会の実現を図るため市内で行われる文化芸術活動において、字幕、手話通訳、音声ガイド等の鑑賞サポートを行う取組みに対し助成を行います。

申請締切

令和8年 **5月29日**(金) 17時必着

分野

演劇、ダンス、音楽、美術、メディア芸術、伝統芸能、その他

対象の活動

- 1 申請者が自ら主体となり、福岡市内で実施する活動であること
- 2 市民が広く鑑賞できる活動であること

対象期間

令和8年8月1日～令和9年3月31日

鑑賞サポートの例

バリアフリー音声ガイド、視覚補助機器、聴覚補助機器、点字対応、ポータブル字幕、リラクスパフォーマンス、舞台手話通訳、読み上げ機能対応配布物、台本貸出等

助成金額

80万円まで
助成対象額の10/10

お問い合わせ・申請書提出先

公益財団法人福岡市文化芸術振興財団

事業課 ステップアップ助成プログラム担当 (平日 9:30~17:00)

〒812-0027 福岡市博多区下川端町3-1 リバレインセンタービル8階

電話 092-263-6265 FAX 092-263-6259

Email kansyou@ffac.or.jp



要項・申請書
ダウンロード



公益財団法人
福岡市
文化芸術
振興財団

令和8年度FFAC文化芸術鑑賞サポート助成 概要

➤ 主旨

本制度は、障がいの有無にかかわらず、誰もが文化芸術を鑑賞できる環境を整え、共生社会の実現を目指すことを目的としています。そのため、市内で実施される文化芸術活動において、字幕や手話通訳、音声ガイドなどの鑑賞サポートを行う取組みに対し、その経費の一部または全部を助成します。

➤ 助成の対象となる活動

- 1 申請者が自ら主体となって、福岡市内において実施する活動であること
- 2 市民が広く鑑賞できる活動であること

➤ 助成の対象となる者

助成の対象となる団体は、法人格の有無は問いませんが、次に挙げるすべての要件を満たし、団体としての組織及び責任の所在が明確でなければなりません。ただし、地方公共団体が基本金その他を出資している法人は除きます。

- 1 定款、寄付行為に利する規約等を有すること
- 2 団体の意思を決定し執行する組織が確立していること
- 3 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- 4 3名以上の役員を有すること
- 5 団体活動の本拠として事務所を有すること
- 6 責任をもって当該活動を遂行する能力と意欲を有していること
- 7 宗教活動、政治活動を目的としていないこと

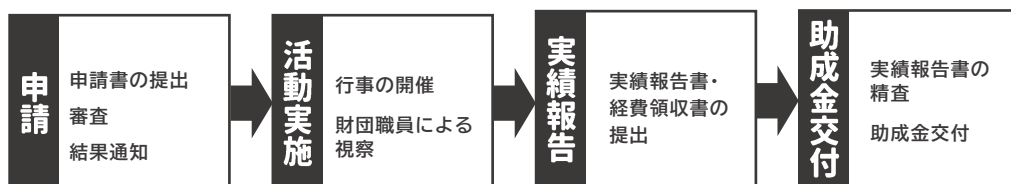
➤ 助成額

助成金は、鑑賞サポートにかかる費用（例：字幕、手話通訳、音声ガイドなど）を対象にします。そのうえで、同じ目的で国や自治体などからすでに受けている補助金・助成金がある場合は、その分を差し引きます。この「差し引いた後の金額」を助成対象額とし、その金額については全額（100%）助成されます。ただし、助成額には上限があり、1件あたり最大80万円までとなります。

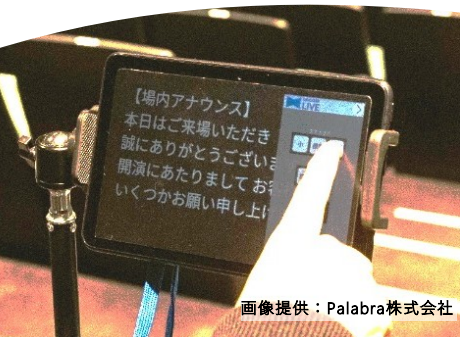
➤ 活動の実施期間

令和8年8月1日(土)～令和9年3月31日(水)

➤ 助成の流れ



▲ 申請書等
詳しくはこちら！



画像提供：Palabra株式会社

